

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、同年〇月〇日までC所在のD工場において実地研修を受け、同年〇月からE所在の会社F工場（以下「事業場」という。）において、太陽光発電機器の製造におけるリアクトル工程の作業、基板受入検査工程の作業、ゴムブッシュ工程の作業に従事していた。

請求人によれば、基板受入れ検査工程の作業における金属の接触により皮膚炎を発症し、また、下肢及び手の甲に熱感又は痛み、かゆみを伴った色素斑が出現したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、G病院に受診し、「慢性色素性紫斑、手接触皮膚炎」と診断された。

請求人は、上記傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した上記傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 慢性色素性紫斑について

H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、平成〇年〇月〇日の初診時に診断した炎症後色素沈着の症状が増悪して慢性に持続しているものと考えられたため、平成〇年〇月〇日に慢性色素性紫斑と診断した旨述べているところ、平成〇年〇月末頃出現した下肢の紫斑は、消えることなく会社に雇用された頃も同じようにあったとする請求人の申述をも踏まえると、当審査会としても、請求人に生じた慢性色素性紫斑は、請求人が会社に雇用される以前に発症していた炎症後色素沈着が治癒することなく経過し、平成〇年〇月に至って増悪したものとみることが妥当であると判断する。

この点、慢性色素性紫斑が業務に起因して増悪したものと認められるか否かについては、増悪した経緯又は病態が、自然経過や他の原因によるものとは明らかに異なり、業務上の有害因子にばく露したことにより自然経過を超えて顕著に増悪したものと医学的に認められるか否かにより判断することとなるところ、H医師は、上記意見書において、その原因及び業務との因果関係に関し、元々原因不明の疾患であるため、業務との因果関係を判断することは困難である旨述べている。

このH医師の意見に、当該疾病が、医学的に一般に原因不明とされていることを併せ勘案すれば、当審査会としても、請求人に生じた慢性色素性紫斑は業

務に起因して増悪したものとは認められないものと判断する。

(2) 手接触皮膚炎について

ア H医師は、上記意見書において、初診日を平成〇年〇月〇日とし、平成〇年〇月〇日の皮膚症状は、両手背から前腕にかけて赤褐色丘疹が散在しており、平成〇年〇月〇日の皮疹よりは明らかに範囲の拡大があった旨述べている。

この点、請求人は、平成〇年〇月ないし〇月頃、指や手の甲にこれまでになかった湿疹が出始めた旨申述していることから、当審査会としては、請求人が会社に雇用されて以降新たな手接触皮膚炎を発症したものと判断し、請求人が従事した業務に起因して発症したものと認められるか否かについて、以下検討する。

イ 請求人の手接触皮膚炎の発症に影響した可能性のある有害因子として、決定書理由に説示のとおり、①手袋に使用されていたゴム、②防腐剤(HumiSeal)、③HumiSealシンナー、④ブラックライト(紫外線)、⑤基盤に使用されていた鉛が認められるところ、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、②から⑤のいずれについても、請求人が健康障害を引き起こす程度ばく露したものと認められないと判断する。

①については、請求人が健康障害を引き起こす程度ばく露したことも否定できないところ、H医師は、平成〇年〇月〇日作成の労災保険関係面接調査書において、(a)請求人が使用した手袋が手関節付近までの長さであるのに対し、平成〇年〇月受診時の両手の湿疹の範囲が前腕の両肘付近と手関節以上の範囲にまで確認されること、(b)ゴムアレルギーであれば真っ赤に腫れるケースもあるが、アレルゲンが接触して反応したものにしては反応した範囲や色調が明確でないこと、(c)手袋をして行う基盤検査を始めてすぐ反応が出るはずであるが、受診は数か月後であったことを述べている。

上記H医師の意見を踏まえれば、当審査会としても、①にばく露したことにより手接触皮膚炎を発症したものと認められないと判断する。

なお、手接触皮膚炎についても、請求人が会社に雇用される以前に発症していたものが、会社に雇用されて以降増悪したものとも考えられるところ、当該増悪に影響した可能性のある有害因子は前記①から⑤と同一であって、①から⑤の有害因子にばく露したことによって手接触皮膚炎が発症したもの

とは認められないのと同様に、既に発症していた手接触皮膚炎が自然経過を超えて顕著に増悪したものとも認められないと判断する。

したがって、手接触皮膚炎については、業務に起因して発症又は増悪したものとは認められない。

(3) 請求人は、汗ばむほどの作業環境や長期間に及び過重な荷物を持ち運んだことが慢性色素性紫斑及び手接触皮膚炎の発症あるいは悪化原因である旨主張するが、当該主張は医学的根拠を欠くことから採用することはできない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。